

## 横須賀市役所市民ホール公衆無線 LAN 利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、横須賀市（以下「本市」という。）が、市民及び来庁者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 本規約において「利用者」とは、本サービスを利用する者をいう。

### (サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続及び本市が発信する情報等を閲覧することができる。

2 本サービスの利用料は無料とする。

3 本サービスを利用できる場所は、横須賀市役所市民ホールに限る。

4 本サービスの利用時間は、原則として横須賀市役所の開庁時間内とし、1回につき60分以内、1日3回までとする。

5 前項の規定にかかわらず、施設の運営上必要があるときは、利用時間を変更し、又は利用を制限することがある。

### (利用条件)

第4条 利用者は、本規約に同意した上で本サービスを利用するものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し、関係法令、条例及び本規約を遵守しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に必要な通信機器、ソフトウェア、電源その他必要なものを自己の責任と負担において準備するものとする。

4 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 本サービスへの接続に当たって必要なセキュリティ対策及び有害サイトへのアクセス制限等は、利用者が行うものとする。

6 利用者は、他の利用者及び第三者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

### (利用手続)

第5条 利用者は、本規約に同意の上、接続後に Web ブラウザに表示される画面に必要事項を入力し、本サービスを利用するものとする。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスを利用するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他者の著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為

- (2) 他者の財産、名誉、信用、プライバシーその他の権利利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付くおそれのある行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (7) ユーザ ID、パスワードその他の認証情報を不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供し、又は使用する行為
- (9) 不特定又は多数に対して大量にメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を用いて大量のデータを送受信する行為
- (11) 本市又は第三者になりすます行為
- (12) 本市又は第三者の情報を改ざんし、又は消去する行為
- (13) 本サービス又は設置施設の円滑な運用を妨げ、又は妨げるおそれのある行為
- (14) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本市が不適切と判断する行為

#### (利用の停止等)

第7条 本市は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく、直ちに当該利用者の本サービスの利用を停止し、又は利用資格を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったとき
- (2) 本規約に違反したとき
- (3) その他利用者として本市が不適切と判断したとき

#### (運用の停止)

第8条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。

- (1) システム保守又は施設設備の点検若しくは工事を行うとき
- (2) 地震、火災、停電、洪水その他の非常事態により、本サービスの運用を通常どおり行うことができないとき
- (3) 本サービスに係るネットワーク又は機器に障害が生じたとき
- (4) その他本市が一時的な停止を必要と判断したとき

#### (免責)

第9条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本市は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止により生じた利用者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 3 本市は、本サービスの利用に関連して発生した利用者の通信機器の故障、データの破損、漏えい、コンピュータウイルス感染その他の損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用したことにより発生した有料サービスの費用は、利用者が負担するものとする。
- 5 本市は、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、その理由のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとする。
- 6 利用者が本サービスを利用したことにより他の利用者又は第三者との間で生じた紛争等について、本市は一切関与しないものとする。
- 7 利用者が本規約に違反したことにより本市が損害を被った場合は、その損害を利用者が負担するものとする。

(利用記録等)

第10条 本市は、本サービスの適正な運用、障害対応、利用状況の把握及び今後のサービス改善のため、必要な範囲で利用記録を取得し、利用することができる。

(規約の変更)

第11条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。